

令和4年7月21日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

付議案件

議案

資料

番号	件名	主管課	ページ
1	山口県社会教育委員の委嘱について	地域連携教育推進課	p 2
2	山口県いじめ問題調査委員会委員の任命について	学校安全・体育課	p 6

報告事項

番号	件名	主管課	
1	令和4年度山口県文書館研究員の採用選考試験の実施について	教育政策課	p 10 別冊資料

議案第1号

山口県社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び山口県社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例（昭和24年山口県条例第56号）第1条の規定により、次の者を山口県社会教育委員に委嘱する。

令和4年（2022年）7月21日

山口県教育委員会

山口県社会教育委員名簿(案)

任期：令和4年8月1日から令和6年7月31日まで

○学校教育の関係者

氏名	選任方法（推薦依頼団体・分野） 役職名	備考
植田 良子	団体推薦（山口県小学校長会） 美祢市立伊佐小学校長	新任
中市 妃佐代	団体推薦（山口県高等学校長協会） 山口県立田部高等学校長	新任
作本 照子	団体推薦（山口県私立幼稚園協会） 学校法人西宝寺学園理事長 認定こども園伊佐中央幼稚園長	再任

○社会教育の関係者

藤井 恵子	団体推薦（山口県連合婦人会） 副会長	再任
俵 薫	団体推薦（山口県子ども会連合会） 副会長	再任
松永 英治	団体推薦（山口県PTA連合会） 会長	新任
中村 二郎	団体推薦（山口県公立高等学校PTA連合会） 会長	新任
平田 武	団体推薦（山口県老人クラブ連合会） 会長	再任
秋本 修	団体推薦（山口県公民館連合会） 会長	再任

○家庭教育の向上に資する活動を行う者

松永 雅子	団体推薦（山口県保育協会） 保育士部会部会長	再任
松橋 美恵子	団体推薦（山口県地域活動連絡協議会） 会長	再任

○学識経験のある者

中馬 好行	指名（教育行政経験者） 前周南市教育委員会教育長	新任
田中 理絵	指名（大学関係者） 西南学院大学人間科学部 教授	再任
田原 文栄	指名（企業関係者） 株式会社豆子郎 代表取締役社長	再任

○公募

有富 健	公募 認定NPO理事長	新任
------	----------------	----

山口県社会教育委員候補一覧表

任期：令和4年8月1日から令和6年7月31日まで

○学校教育の関係者

氏名	所属・職業	主な活動歴等
うえだ りょうこ 植田 良子	団体推薦 山口県小学校長会 美祢市立伊佐小学校長	やまぐち総合教育支援センター研究指導主事 (H20.4～H23.3) 美祢市教育委員会学校教育課指導主事 (H24.4～H26.3) 美祢市立伊佐小学校長 (R3.4～)
なかいち ひさよ 中市 妃佐代	団体推薦 山口県高等学校長協会 山口県立田部高等学校長	山口県立大津緑洋高等学校副校長 (H31.4～R2.3) 山口県教育庁高校教育課教育調整監 (R2.4～R4.3) 山口県立田部高等学校長 (R4.4～)
さくもと てるこ 作本 照子	団体推薦 山口県私立幼稚園協会 認定こども園伊佐中央幼稚園長 学校法人西宝寺学園理事長	認定こども園伊佐中央幼稚園長 (H13.4～) 学校法人西宝寺学園理事長 (H18.9～)

○社会教育の関係者

ふじい けいこ 藤井 恵子	団体推薦 山口県連合婦人会 副会長	山口県連合婦人会理事 (H25.5～) 山口県連合婦人会副会長 (H29.5～) 宇部市婦人会協議会会長 (H30.4～)
たわら かおる 俵 薫	団体推薦 山口県子ども会連合会 副会長	美祢市子ども会育成連絡協議会会長 (H21.4～) 山口県子ども会連合会理事 (H21.6～) 山口県子ども会連合会副会長 (H28.6～)
まつなが ひではる 松永 英治	団体推薦 山口県PTA連合会 会長	山口県PTA連合会長 (R3.6～)
なかむら じろう 中村 二郎	団体推薦 山口県公立高等学校PTA連合会 会長	山口県立山口中央高等学校PTA会長 (R2.5～R4.4) 山口県公立高等学校PTA連合会長 (R3.6～) 山口県立山口中央高等学校PTA顧問 (R4.5～)
ひらた たけし 平田 武	団体推薦 山口県老人クラブ連合会 会長	山口県老人クラブ連合会理事 (H21.7～H26.11) 山口県老人クラブ連合会副会長 (H26.12～R1.6) 山口県老人クラブ連合会長 (R1.7～)
あきもと おさむ 秋本 修	団体推薦 山口県公民館連合会 会長	美祢市立大田小学校長 (H16.4～H22.3) 山口県ひとづくり財団生涯学習推進センター所長 (H23.4～H27.3) 山口県公民館連合会長 (H29.4～)

○家庭教育の向上に資する活動を行う者

まつなが まさこ 松永 雅子	団体推薦 山口県保育協会 保育士部会部会長	愛児園乳児保育所長 (H23.7～H28.3) 愛児園平川保育所長 (H28.4～) 山口県保育協会保育士部会会長 (R3.7～)
まつはし みえこ 松橋 美恵子	団体推薦 山口県地域活動連絡協議会 会長	宇部市子ども会育成連絡協議会長 (H21.4～H26.3) 山口県地域活動連絡協議会長 (H27.4～) 山口県選挙管理委員 (H28.12～)

○学識経験のある者

ちゅうまん よしゆき 中馬 好行	指名 教育行政経験者 前周南市教育委員会教育長	山口県教育庁審議監 (H22.4～H23.3) 周南市立岐陽中学校長 (H24.4～H26.3) 周南市教育委員会教育長 (H27.7～R3.7)
たなか りえ 田中 理絵	指名 大学関係者 西南学院大学人間科学部教授	山口大学教育学部講師 (H13.4～H17.3) 山口大学教育学部准教授 (H17.4～R2.3) 西南学院大学人間科学部教授 (R2.4～)
たはら ふみえ 田原 文栄	指名 企業関係者 株式会社豆子郎 代表取締役社長	教頭の長期社会体験研修への協力 (R1～) 株式会社豆子郎常務取締役 (H15～H30) 株式会社豆子郎代表取締役社長 (H30～)

○公募

ありどみ つよし 有富 健	公募 認定 NPO 理事長	防府市社会福祉協議会評議員 (H28.2～) 防府市人権施策推進審議会委員 (H31.2～)
------------------	------------------	---

計 15 名 (前回 : 15 名)

議案第 2 号

山口県いじめ問題調査委員会委員の任命について

山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例（平成26年山口県条例第27号）第2条第3項の規定に基づき、山口県いじめ問題調査委員会の委員を別紙のとおり任命する。

令和4年（2022年）7月21日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県いじめ問題調査委員会委員

【委員】

	氏 名	所属・役職名等	区 分	推 薦 団 体 等	備考
1	春 日 由 美	山口大学教育学部 准教授	学識経験者	山口大学教育学部	
2	中 嶋 善 英	中嶋法律事務所	弁護士	山口県弁護士会	
3	茶 川 治 樹	岩国市医療センター医師会 病院	医 師 ↑	山口県医師会推薦 山口県医師会常任理事 認定こども園むろのき園医	新任
	河 村 一 郎	かわむら小児科 院長	医 師	山口県医師会	前任
4	中 山 浩 行	山口県公認心理師協会	臨床心理士 ↑	山口県公認心理師協会推薦 下関市教育委員会カウンセ リングアドバイザー	新任
	堀 江 秀 紀	山口県公認心理師協会	臨床心理士	山口県公認心理師協会	前任
5	杉 山 美 羽	山口県社会福祉士会 理事	社会福祉士	山口県社会福祉士会	
6	原 田 茂 樹	山口県人権擁護委員連合 会 子ども人権委員会委員長	人権擁護委員	山口県人権擁護委員連合会	

山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例（原文縦書き）

（山口県いじめ問題対策協議会）

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、山口県いじめ問題対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、山口県教育委員会及び学校、市町の教育委員会、児童相談所、地方法務局、県警察その他の山口県教育委員会（以下単に「教育委員会」という。）が指定するいじめの防止等（法第一条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関係する機関及び団体をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

（山口県いじめ問題調査委員会）

第二条 いじめの防止等のための対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに県立学校において発生した法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務を行わせるため、教育委員会の附属機関として、山口県いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、委員九人以内で組織する。

3 前項の委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（山口県いじめ調査検証委員会）

第三条 法第二十八条第一項の規定による調査の結果（法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定により知事に報告された重大事態に係るものに限る。）いじめ調査検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置く。

2 検証委員会は、委員五人以内で組織する。

3 前項の委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、検証委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

山口県いじめ問題調査委員会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例（平成二十六年山口県条例第二十七号）第二条第四項の規定に基づき、山口県いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため臨時に任命された委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第三条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第四条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

（部会）

第五条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議に準用する。

7 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

（秘密保持義務）

第六条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第七条 委員会の庶務は、教育庁学校安全・体育課において処理する。

（その他）

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告事項 1

令和4年度山口県文書館研究員の採用選考試験の実施について

1 職種

研究員（歴史）

2 採用予定日

令和5年4月1日

3 採用予定人員

1名程度

4 職務内容

山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県知事部局（主に観光スポーツ文化部文化振興課）等において、歴史に関する調査研究業務その他の行政事務に従事します。

- 歴史資料（文献、史料）等に関する調査研究、資料収集・整理、展示、教育普及、研究発表、資料の利用に関する助言等
- 文化財（古文書等）の調査、保存・活用
- その他、文化財行政に関すること

5 応募資格

次のいずれにも該当する者。

ア 昭和53年（1978年）4月2日以降に生まれた者

イ 大学又は大学院で、日本史を専攻又は研究した者で、大学院の修士課程修了（令和5年3月31日までに修了見込みの者を含む。）又は、同等の研究経験・実務経験を有する者

6 応募書類の受付期間

令和4年7月27日（水）から令和4年8月31日（水）まで

7 選考の期日

- | | | | |
|-----------|---------------|----|---------|
| (1) 第1次選考 | 令和4年 9月中旬 | …… | 書類選考 |
| (2) 第2次選考 | 令和4年10月23日（日） | …… | 面接試験 |
| | | | 会場：山口県庁 |
| (3) 合格者発表 | 令和4年11月下旬 | | |

